会　　議　　録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第９条関係)

所管課	社会教育課

会議名 (審議会等名)	第１回嬉野市伝統的建造物群保存地区保存審議会		
開催日時	令和８年１０月１日（木）１４：３０～１６：００		
開催場所	中央公民館視聴覚室		
傍聴の可否	㊀　・　不可　・一部不可	傍聴者数	０人
傍聴不可・一部不可の場合はその理由			
出　席　者	委　員	伊東　龍一、大森　洋子、松尾　光一、森 四朗、森　繁晴、杉光　敬一郎、坂本　紀美子、森　聡子、鮎川慎吾 （欠席者　後藤 隆太郎、三島 伸雄、中原 敏文、高島　郁子）	
	事務局	教育長、教育部長、社会教育課長、社会教育課副課長 社会教育課主査、社会教育課主事	
	その他	設計士５名、佐賀県文化財保護活用室職員２名、施主２名	
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	(1) 議題 (2) 名簿 (3) 各種図面 (4) 保存活用計画		
審議等の内容	別紙のとおり		

審　議　等　の　内　容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第９条関係)

所管課	社会教育課

議　題	令和８年度事業報告	
内　容	事務局より令和８年度事業の報告を行い、担当設計士が補足説明を行った。	
審議経過	事務局	A 家修理は、豪雨により剥落した漆喰の修理を実施することとなっていた。しかし今年６月 24 日の豪雨により別箇所の漆喰剥がれが発生し、地区防災計画にて、水害被害物件は「早急に補助事業にあげる」とあり、所有者や県と協議し、更なる崩壊が予想されたため、過去地区内で実績のある修復工法を採用し、すでに着工した。なお、必要最低限の修理とするため、今年度修理箇所については県と協議し一部近代工法を使用した。いずれもごく小面積部分に限っている。担当設計士による改めての調査結果では、浸水箇所が推定された。復旧方法は、伝建審議会指導のうえ使用した履歴があり、今のところ施工後の不具合が見られない工法（漆喰下地特殊調整材）を採用した。
	担当設計士	雨水侵入箇所は推測で確定ではない。雨水の侵入位置を突き止め、再発防止に時間かけて取り組む。原因を確信し次第、最後の仕上げに入る。
	委員	工法（漆喰下地特殊調整材）は、前回採用した時は上手くいっている。こうした復旧の情報は蓄積してほしい。
	担当設計士	上手くいっている。
その他		

審　議　等　の　内　容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第９条関係)

所管課	社会教育課

議　題	令和９年度事業の審議について	
内　容	事務局より、令和９年度事業について報告し、審議を行う。関係者より補足説明を行う。	
審議経過		環境物件解除
	事務局	当該環境物件は、樹木医による総合評価では「枯死」の判断が出た。診断結果が悪く、人命・財産への危険もあることから、補助事業での回復、ないし解除も視野に、管理者に今後の樹木管理の方針を調査したところ、解除の回答があった。特に樹木のある斜面の下には民家があり、倒木や折損により枝が落ちた場合、人命や民家に被害が生じる恐れがあり、過去当該地では、同様な環境物件だった樹木を含んだ崩落土砂が伝統家屋に被害を与えた。本日の議題にある環境物件については、管理者から解除の申し出があり、樹木診断の結果、致し方無いと考える。
	担当者	市の調査結果をもとに区で相談した。当該樹木について、環境を良くする方法と抜根する方法を検討した結果、樹勢が良くなるかどうかわからず万が一のこともあり、解除したいとの結論となった。
	委員	当該樹木は危険があり、枯死の診断とのことで、解除もやむなし。その後の処置は考えているか。
	担当者	未定。
	会長	解除ということでどうか。 一同異議なし
		新築修景
	事務局	空き地を購入し、住居兼店舗として計画中で、当初許可基準の新築予定で構想する中、補助金活用も視野に考えられた。修景基準に基づき、江戸後期の絵図から屋敷型配置を取る構造と考えられるため、屋敷型配置をとった。立面意匠 2F 窓は、修景基準基準では「連窓形式戸袋付」とあるが、地区内の屋敷型の特定物件では、戸袋なしの小窓が存在するため、この意匠でも良いのではないかと考える。南面は現案では戸袋がなく、接道面でもないため省略でもいいのではとの考えもある。この提案・疑問は修景基準に定められる「基準により難い場合は、嬉野市伝統的建造物群保存地区保存審議会の建

		議を経た上で、嬉野市又は嬉野市教育委員会が許可する」を根拠とする。屋敷型による修景の場合、塀の設置が必須となる。1 面は接道面に、1 面は道から後退した位置を考えている。当該周辺には隣に空地（特定石垣）があり、今後新築利用される可能性や、隣接する道路は幅 2.4～3mと狭く、緊急車両（消防車）の通過不可路線である。また、地区防災計画では、防災性能の維持向上に配慮した修景事業の推進とあるが、当該敷地で居蔵造りは基準上、建築できず真壁造の構造になる。地区防災計画では、延焼防止帯となる空地・緑地の保全も記載され、かつ、店としての利用も考えられているため、道からセットバックした塀新築は問題ないと考えているが、委員の意見を頂戴したい。
	委員	修景基準は公金を利用することとなる。修景と意図としては、将来の伝統的建造物（建築物）に値するものを建築することであり、そのための補助金である。そのため、修景基準が連窓形式戸袋付とした意図として、伝統的建造物へ誘導したい意図がある。このことを事務局は理解し、より慎重に対応してほしい。戸袋の省略や小窓の採用についての提案内容は粗雑に感じた。立面の正面玄関は伝統的建造物とそん色ないものにしたい。側面背面はある程度自由がきいていいとも思う。特に立面正面の下屋は半間くらいが伝統的建造物群らしく、玄関のみは１間でもいいと思う。建具は、桟が入らない窓はモダンな印象を受けるように、建具は意匠に大きく影響する。修景事業による建築することについては敬意を表する。
	委員	委員の意見は原則論で、そのとおりである。小窓は類例にあるのは確かだが、地区の特性であるかは話しが異なる。修景基準としての議論で、許可基準であればこの議論は不要である。
	委員	委員の原則論は、地区の価値上げのためそうなる。とは言え、今の生活に合わない点は議論の上、検討するのはいい。基準を作成した時と今では異なる点もある。
	会長	修理は痕跡が出るから、修景基準とは０からで難しい点がある。
	委員	塀については、事務局の理由のとおり、セットバックはやむを得ない。が控えすぎるところに塀はどうか。ここが敷地であることが土地に目視できる方法で表現されていたほうがいい。例えば、正面は生垣とかでもいい。セットバックするなら距離は路中心から２ｍぐらいがどうか。塀が建つとそこが敷地境のように感じる。
	委員	塀をセットバックする市の意向もわかる。しかし、敷地割は目視で分かるようにしたほうがいい。正面の塀は、目隠しの意図があれば簡易なものでもいい。
その他		

審　議　等　の　内　容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第９条関係)

所管課	社会教育課

議　題	その他	
内　容	伝統的建造物群保存地区についてその他の連絡事項を報告した。	
審議経過	事務局	塩田津を気に入っていただいた方が飲食店を開業しメディア露出も増え、非常に注目されている。一例として、「ななつ星 in 九州」のコースの１つとして選ばれ、今年の秋からこのルートの運行が始まる。この他にもテレビ番組で塩田津や塩田津のお店が取り上げられた。 一同意見なし
その他		